

免許用写真の基準について

1 対象となる主な申請

(1) 運転免許証の更新申請

- ア 運転者区分が高齢者運転者であり、警察署において更新申請を行う方
- イ 運転免許証を持参した写真により作成を希望する方（平日の申請のみ）

(2) 運転免許証の新規の取得申請

- 運転免許証を持参した写真により作成を希望する方（平日の申請のみ）

(3) 運転経歴証明書の交付申請

- ア 警察署において運転経歴証明書の交付申請を行われる方
- イ 代理人により運転経歴証明書の交付申請を行われる方

2 免許用写真の基準

(1) 基本的な基準

道路交通法施行規則第17条第2項第9号

- 申請前6月以内に撮影したもの
- 無帽、正面、無背景、上三分身（おおむね胸から上）のもの
- 大きさが縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの（余白を含まない）
- 裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(2) 免許用写真の基準



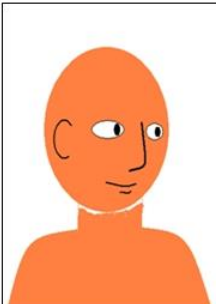
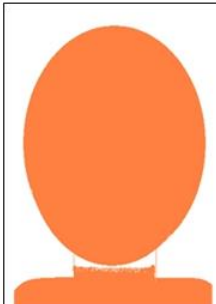
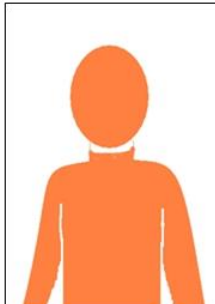
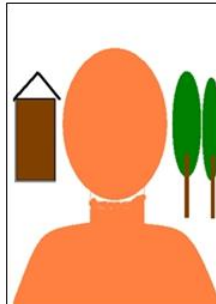
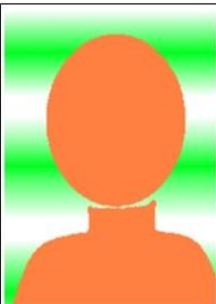

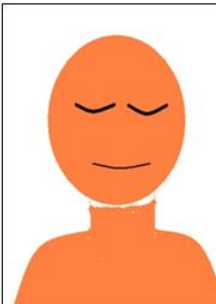
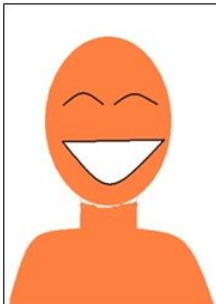
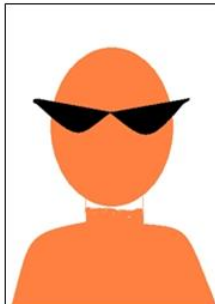
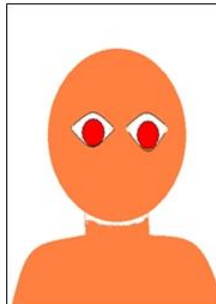
裏面のとおり

＜使用できない写真の例＞

次の「使用できない写真の例」のとおり。

※ 整形手術や画像の加工などにより、現在の容姿と著しく相違するものは、個人識別に支障があるため、お取り扱いできません。

使用できない写真の例

					
帽子で頭部全体を覆っている	顔の輪郭がわからない	顔が正面を向いていない	顔が大きすぎる（頭のみ）	顔が小さすぎる（上半身）	背景が入っている
					
背景色にグラデーションがある	目が写っていない	目を閉じている	口を大きく開けている	色つきの眼鏡をしている	カラーコンタクトをしている

3 その他

直接撮影の方より、更新手続きが長くなります。
写真は、白黒も可能です。

詳細は…

富山県警察本部（代表 076-441-2211）

運転免許センター免許管理係へ

富山県警察における免許用写真の基準

1 基本的な考え方

道路交通法施行規則に規定する写真の要件を満たすものであることを前提とし、その上で、容姿等、要件と相違がある部分については、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本的な考え方とする。

具体的には、個々の場合に応じて判断することとなるが、写真を添付した申請者がその再撮影等を求められた場合の申請者の負担を踏まえ、申請者が添付した写真について、道路交通法施行規則の要件に合致し、かつ、個人識別が容易にできるものであるにもかかわらず、これを免許用写真として受け付けないといったことがないようにしなければならない。

参考：道路交通法施行規則第17条第2項第9号に規定される申請用写真

「申請前6月以内に撮影した無帽（免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの」

2 具体例

(1) 「無帽」（頭髪に係るものを含む。）について

ア ヘアーバンド等の装飾品の使用は、頭部全体を覆わないものを使用しているなど、個人識別に支障がない範囲で許容できる。

イ かつらを使用している者や髷を結っている者などは、それがその者の日常生活の形姿である場合は許容できる。

ウ 医療上又は宗教上の理由があり、帽子、スカーフ及び布等で頭部や顔を覆っている場合は、顔の輪郭が分かる程度に頭部等を覆っている場合については許容できる。

(2) 「正面」について

ほぼ正面に近い状態であって、個人識別が容易にできるものは許容できる。

(3) 「上三分身」について

顔のみのものや上半身のものは、個人識別等に支障があるため許容できない。

(4) 「無背景」について

無背景でも、背景の色が極端な原色（赤、黒等）及びグラデーションがあるものなど、背景の色がきついことで、個人識別に支障があるものは許容できない。

(5) 顔の表情等

ア 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別が容易でないものは許容できないが、微笑んでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は許容できる。

イ 整形手術又は画像を加工したことなどにより、現在の容姿と著しく相違するものは許容できない。

ウ ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、個人識別に支障がない範囲で許容できる。

(6) 眼鏡等の使用について

ア 眼鏡（視力の矯正を目的としないものを含む。）を使用している者については、眼鏡条件がない場合でも、その者がそれを日常生活の形姿としているときには、許容できる。

イ サングラスを使用している者については、病気や負傷等による必要のために使用している場合には、色、形状等によって個人識別が著しく困難な場合を除き、許容できる。

なお、サングラスの色、形状等により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、病気等のない者についても許容できる。

ウ 目の色や大きさが変わるカラーコンタクトレンズ等を装着しているものは、個人識別に支障があるため許容できない。